

# あま市個人情報保護条例の一部改正（素案）について

## 1 条例改正の趣旨

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」が制定され、平成27年10月5日から施行となります。（※）

個人番号（＝マイナンバー）をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）は、個人の識別性が非常に高いことから、番号法は現行の個人情報保護法制よりもより厳格な保護措置を定めており、また、地方公共団体に対しては、特定個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずることを求めています。

これを受け、番号法の趣旨に合わせた条例の改正を行うものです。

※ マイナンバー制度は、通知カードの交付、個人番号カードの交付、国・地方公共団体による情報連携、マイナポータルの運用開始、というように、段階的に実施されていきます。

## 2 番号法と個人情報保護条例との関係

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）は、国の行政機関に対しては適用されますが、地方公共団体（都道府県や市町村）には直接適用されません。このため、各地方公共団体では、個人情報保護法の趣旨に沿った条例をそれぞれ制定しています。

また、番号法の条文の規定は、次のアとイにより構成されています。

ア「新たに条文を書き起こして定められたもの」

→ 国の行政機関のほか、地方公共団体に対しても直接適用

イ「個人情報保護法の読替えという形で定められたもの」

（第29条・第30条）

→ 国の行政機関に対して適用されるが、地方公共団体には適用されない。

（地方公共団体の条例はそれぞれ異なっており、画一的な読替えができないため。）

このため、地方公共団体には適用されない部分を補う必要があり、番号法第29条及び第30条による行政機関個人情報保護法の読替えの趣旨に沿った条例の一部改正を行います。

### 3 条例改正の内容

#### (1) 用語の解説

##### ア 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報。また、特定個人情報を含むファイルを特定個人情報ファイルといいます。

##### イ 情報提供等記録

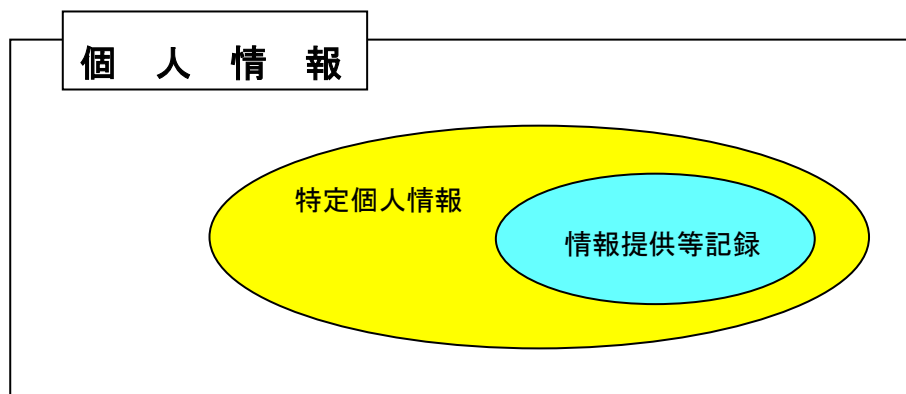
情報提供ネットワークシステム（国が設置・管理する、国の機関や市町村において特定個人情報を連携させるシステム）により行われた特定個人情報の提供の求めや提供の記録

なお、情報提供等記録は、特定個人情報の一部をなすものです。

##### ウ マイナポータル

国・地方公共団体が自分の特定個人情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるポータルサイト  
マイナポータルは、平成29年1月頃に、国で整備される予定です。

(参考) 条例上での個人情報、特定個人情報、情報提供等記録の体系イメージ



(2) 改正の内容

番号法の趣旨に合わせ、下記の改正を予定しています。

改正の趣旨	関係条文	解 説
① 番号法との整合を図るため、用語の定義を行います。	第2条	番号法に関連する用語（「特定個人情報」「情報提供等記録」「保有特定個人情報」「特定個人情報ファイル」）の定義を行うものです。
② 個人情報の適正な取扱いの確保のため、義務、罰則等の対象となる委託業者に再委託業者を含むことを明示します。	第6条	第6条、第7条及び第48条では、委託業者及び指定管理者の個人情報の取扱いに関し、「実施機関の安全確保の措置」「従事者の義務」「罰則」について定めています。委託業者に再委託を受けた業者を含むことを明示します。
③ 特定個人情報の「利用」・「提供」の制限について規定します。	第8条	第8条では、個人情報の利用目的以外の「利用」・「提供」の禁止及びその例外の使用（目的外利用）について定めています。 なお、特定個人情報の目的外利用については、通常の個人情報（特定個人情報を含まないもの）のそれよりもさらに厳格に制限されており、「利用」・「提供」の制限について相違点が多いことから、特定個人情報の利用等の制限については、新たに条を起し、第8条の2、第8条の3で規定するものです。
	第8条の2（新設）	第8条の個人情報（特定個人情報を除く。）に関しては、「利用」及び「提供」について規定していますが、特定個人情報の「提供」については、番号法第19条各号に定めるもの以外は禁止されているため、第8条の2は「利用」の制限のみを規定するものとなります。 なお、特定個人情報を目的以外に利用できる場合は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるとき」に限定されています。

	第8条の3（新設）	<p>特定個人情報の「提供」は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合に制限されています。</p> <p>第8条の3は、この「提供」の制限について、確認的規定として加えるものです。</p>
	第9条	第8条の2、第8条の3を加えたことによる引用条文及び用語の整理を行うものです。
④ <b>特定個人情報ファイルの保有の登録等</b> について規定します。	第13条 第13条の2（新設）	特定個人情報ファイルの保有の登録については、個人番号を含まない個人情報の保有の登録と区別し、新条（第13条の2）で定めるため、区別するものです。
	第13条の3（新設）	特定個人情報ファイルを保有する場合において、番号法第27条に規定する特定個人情報保護評価を行う場合で必要があるときには、第三者機関（あま市情報公開・個人情報保護審議会）に意見を聴くことを定めるものです。
⑤ 特定個人情報及び情報提供等記録（※）について、 <b>本人の委任による代理人による開示・訂正・利用停止請求を認めるため、必要な改正</b> を行います。	ア 開示に関する改正 第14条～第16条 第24条	<p>番号法では、本人参加の権利をより一層保護し、利便性の向上を図るため、特定個人情報及び情報提供等記録（※）について、本人及び未成年者又は成年被後見人の法定代理人に加え、本人の委任による代理人による開示・訂正・利用停止の請求が認められます。</p> <p>なお、個人番号を含まない保有個人情報については、従来どおりです。</p> <p>このため、第14条第2項において、保有個人情報及び特定保有個人情報それぞれの場合における「代理人」の範囲について定義付けを行い、同項以降の関係個所を単に「代理人」とする改正を行うものです。</p>
	イ 訂正に関する改正 第27条 第28条	
	ウ 利用停止に関する改正 第34条 第35条	<p>※ 「情報提供等記録」については、国が管理する情報提供ネットワークシステム上自動的に保存されるもので、利用制限等に違反する取扱いが想定されていないため、本人、代理人を問わず、利用停止請求が認められていません。</p>

<p>⑥ <b>他の法令等により開示することができる特定個人情報について、開示の対象</b>とします。</p>	<p>第26条</p>	<p>マイナンバー制度では、平成29年1月頃からマイナポータルを通じて行政機関等が自己の特定個人情報をいつ、どことやりとりしたかを確認できるようになります。</p> <p>マイナポータルによる開示のほうが利便性が高い場合が想定されるため、番号法では、他の法令等により同一の方法での開示請求が認められている場合にもマイナポータルによる開示請求を認めることとしています。</p> <p>このため、特定個人情報に関しては、本条による他の制度との調整を行わないものです。</p>
<p>⑦ <b>情報提供等記録の訂正を行った場合は関係機関へ通知する</b>旨の規定を加えます。</p>	<p>第33条</p>	<p>第33条は保有個人情報の訂正を行った場合の提供先への通知について定めているものですが、情報提供等記録は情報提供ネットワーク内で保存されることから、訂正の通知についても他の保有個人情報とは区別して定めるものです。</p> <p>なお、情報提供等記録の訂正を行った場合には、総務大臣及び番号法19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者に通知を行います。これは、情報提供等記録が国の設置・管理する情報提供ネットワークシステムで管理されるものであることから、関係機関への通知を行うものです。</p>
<p>⑧ 上記のほか、字句の整理等を行います。</p>	<p>第1条ほか</p>	<p>常用漢字への変更、条文の追加により条・項の繰下げが行われることに伴う引用条文の改正等を行います。</p>